

【システム導入に伴う主な変更点】

内容		システム導入前	システム導入後	
1	見積依頼	県→事業者	FAX 送信	システム上で 仕様書等を公開
2	見積書の作成/ 提出	事業者	紙により作成し、 来庁又は郵送により提出 (一部については、FAX 可)	システム上で 見積金額等を入力
3	発注依頼	県→事業者	FAX 送信	システム上で依頼
4	見積結果の 情報提供※	県→事業者	問い合わせがあった場合に 決定事業者、金額を口頭で 回答	システム上で、 常に公表
5	取扱調査などの 各種の依頼・ 通知	県→事業者	FAX 送信	システム上で依頼 ・通知

※ 原則として、システムにより調達した案件については、県庁ホームページ上で公表するため、見積に参加しなかった案件についても、確認することが可能となります。

※ **請求書・納品書はこれまでと同様、紙による提出が必要です。**